

規制影響分析書要旨

規制の名称	技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	
主管部局・課室	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成27年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>技能実習生については、労働基準法等の労働者保護法令や刑法等により制度上強制労働などから保護されていますが、一方で、技能実習については、これらによる保護にもかかわらず、その性質上、技能実習生の意に反した強制労働につながりやすく、強制労働の温床となっているとの指摘が寄せられています。こうした背景を踏まえ、労働者保護に加え「技能実習生の保護」という観点からの必要な規定を設け、現行の国内法による保護のみに止まらないより一層の保護を図ることにします。具体的には、実習実施者や監理団体等に対する禁止行為規定を設け、これらの遵守を義務づけるとともに、技能実習生による主務大臣への申告、主務大臣による指導・助言等、実習実施者及び監理団体による技能実習生の転籍のあっせん及び要請といった技能実習生の保護を図る規定を設けることとします。</p> <p>これにより、実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が主務大臣へ申告をしたことを理由として技能実習生に対し技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合には罰則が課されることとなります。</p>	
	(根拠条文)	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条関係
想定される代替案	<p>技能実習生について、実習実施者や監理団体等に対する禁止行為規定を設け、これらの遵守を努力義務とするとともに、技能実習生による主務大臣への申告、主務大臣による指導・助言等、実習実施者及び監理団体による技能実習生の転籍のあっせん及び要請といった技能実習生の保護を図る規定を設けることとします。</p> <p>これにより、実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制等した場合には、指導・助言の対象となりますが、罰則は課せられません。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が主務大臣へ申告を行ったことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合に課せられる罰則 	<p>規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者や監理団体等が、禁止行為に係る規定に違反した場合や、技能実習生が申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした場合に、指導・助言が行われた際にはその措置に要する費用
(行政費用)	<p>規制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の保護を図る規定を履行するに当たっての事務コストや業務に要する費用 	<p>規制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生の保護を図る規定を履行するに当たっての事務コストや業務に要する費用
(その他の社会的費用)	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(技能実習生への便益)	技能実習生に係る禁止行為規定を遵守させることで、現行の国内法令による保護のみに止まらないより一層の保護を図ることができるとともに、技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、技能実習生の保護を図る体制を確保することができるようになります。	技能実習生による申告に基づき指導・助言や技能実習の継続支援を行うことで、一定程度、技能実習生の保護を図る体制を確保することができますが、技能実習生に係る禁止行為規定の違反について、罰則により実効性を担保できないことから、十分な技能実習生の保護が図れない可能性があります。
分析結果	当該規制を導入することに伴い、改正案と代替案のいずれにおいても費用負担が発生しますが、代替案においては、技能実習生に対して不適正な行為を行う実習実施者や監理団体等への規制が十分に及ばず、人権侵害行為を引き起こすおそれがあることから、技能実習生の保護を図る体制を確保するという目的を達成するための実効性が担保できない恐れがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。	
有識者の見解その他関連事項	<p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 <p>技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。</p> <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生が実習実施機関又は監理団体により不適正な行為を受けた場合には、制度管理運用機関に母国語で申告・相談することができる通報窓口を設置するとともに、実習実施機関又は監理団体は、実習生が前記申告を行ったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないこととし、これを担保するための罰則を整備すべきである。 	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	本法案の附則において、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。	
備考	法務省と共管	